

## 記入要領

(大学、高校、高等専門学校、専修学校)

### 定期健康診断の対象者

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）施行令第12条第1項第1号及び2号

- ① 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）において「業務に従事する者」  
※非正規職員、派遣職員、パート、アルバイト等含む、当該学校で業務に従事する全ての者が対象
- ② 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（就業年限が1年未満のものを除く）の学生又は生徒のうち当該年度に入学したもの

### 記入上の注意

- 1 この表には、法第53条の2の規定による定期の健康診断を受けた人員を計上すること。  
なお、次の事項（自己受診者）も含めて計上すること。
  - (1) 法第53条の4の規定による定期健康診断を他で受け、その証明書を実施者に提出した場合
  - (2) 事故等のやむを得ない事由により定期の健康診断を受けなかった者が、法第53条の5の規定により当該事由の消滅後1ヵ月以内に健康診断を受け、その証明書を実施者に提出した場合
- 2 各項目については、それぞれ実人員を計上すること。  
例えば、同一人について間接撮影等の判定不能又は撮影不良のため、2回以上行っても1回として計上すること。
- 3 「◎健康診断受診状況」欄
  - ・「健康診断対象者」には、上記「定期健康診断の対象者」の数を、職員と学生又は生徒を区別して記入すること。
  - ・「健康診断受診者数」には、「直接撮影」と「間接撮影」の実施者を区別して記入すること。
  - ・「精密検査対象者」には、健康診断の結果、精密検査が必要と判定された者の数を、職員と学生又は生徒を区別して記入すること。
- 4 「◎患者被発見状況」欄  
精密検査を受けて、「結核患者」、「結核発病のおそれがある」、「潜在性結核感染症」と診断された者をそれぞれに区分して記入すること。
  - ・「結核患者」とは、「結核」と診断され、医師による直接的医療行為を必要とする者。
  - ・「結核発病のおそれがあると診断された者」とは、医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の指導観察を必要とする者。
  - ・「潜在性結核感染症」とは、「潜在性結核感染症」と診断され、発病予防のため予防内服している者。
- 5 健康診断又は精密検査未受診者がいる場合は、人数及びその理由を必ず記入すること。